

事前照会に対する文書回答手続の一部見直し

事前照会に対する文書回答手続は、国税局が納税者サービスの一環として行っているものです。個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対し、文書で回答するとともに、その内容を国税庁ホームページで公表することで、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めることを目的としています。

平成23年度税制改正ではこの手続の一部見直しが行われ、納税者の利便性が向上しています。

改正点は以下です。平成23年4月1日以後に行われる事前照会から適用されています。

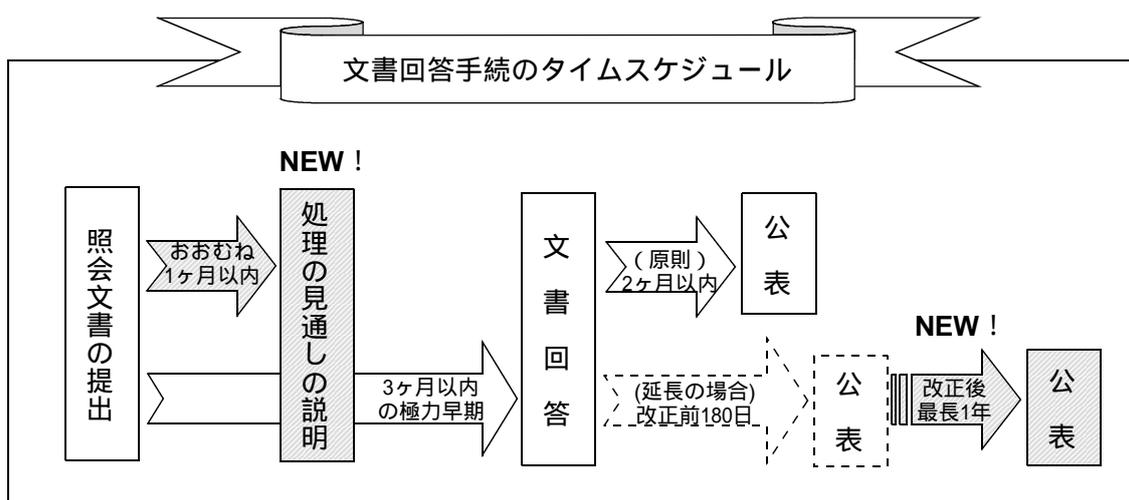
(1) 照会文書の受付日からおおむね1ヶ月以内に、回答時期等を口頭で説明

回答は、照会文書の提出から原則3ヶ月以内の極力早期に行われることになっていますが、改正により、提出から約1ヶ月(審査に必要な追加資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除く)以内には、その時点における回答時期、回答可能な場合には回答内容の見通し、回答が出来ない場合や回答可否の判断が出来ない状況である場合はその理由等を聞けるようになりました。

(2) 照会内容等の公表が、最長1年まで延長可能に

文書回答は原則2ヶ月以内に公表されます。しかし、照会に係る取引等の内容が一般に明らかになる前に文書回答を公表することで事前照会者に不利益等が生じる恐れがあると認められる場合には、申し出により公表までの期間を延期することができます。

改正により、この期間がこれまでの最長180日から最長1年に延長されました。



国税庁のパンフレットより

文書回答制度についての詳細は、下記リンクをご確認ください。

国税庁ホームページ「ご存知ですか？ 文書回答制度」

http://www.nta.go.jp/shi_raberu/ippanjoho/pamph/sonota/8292.pdf